

3	1・2 (略)	乳幼児教育・生涯学習担当部長 個別最適な学び担当課長 不登校支援センター長 人材育成推進監 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
4	(略)	学びの変革推進部

4	(略)	全国高等学校総合体育大会推進室長 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
5	(略)	学びの変革推進部 豊かな心と体育 成課

第三項に規定する乳幼児教育・生涯学習担当部長は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。

第三項の職（乳幼児教育・生涯学習担当部長を除く。）及び第四項の職は、事務職員をもって充て、上司の命を受け、命ぜられた事務を整理する。

3	1・2 (略)	総括官 個別最適な学び担当課長 不登校支援センター長 人材育成推進監 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
4	(略)	学びの変革推進部

4	(略)	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
5	(略)	学びの変革推進部 豊かな心と体育 成課

第三項に規定する総括官は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。

第三項の職（総括官を除く。）及び第四項の職は、事務職員をもって充て、上司の命を受け、命ぜられた事務を整理する。

別表（第三条関係）
一 本庁に置く職

番号	職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四の二	(略)	(略)	上司の命を受け、職を指し、行し、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により審理員の権限を行使した事務	管理部門に必要に応じ置く。
四の三	審理監	部		

別表（第三条関係）
一 本庁に置く職

番号	職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四の二	(略)	(略)	(略)	(略)

二・三 備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	を掌理する。
	(略)	
二・三 備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

附 則

この教育委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。